



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 84/2017年10、11月合併号

発行日：2017年11月27日

だいぶ寒い日が続いております。師走に向けて慌ただしさも増してくる時期ですね。  
風邪などひかないように注意したいものです。  
今回のニュースレターにつきましては、10月、11月の合併号として発行いたします。

### I. 最新情報（2017年9月1日～2017年10月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 10月20日	意見	企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する意見について	平成29年7月20日に企業会計基準委員会から企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第61号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成29年10月20日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 9月25日	意見	IASB 情報要請「適用後レビュー—IFRS 第13号『公正価値測定』」に対する意見	平成29年5月25日に国際会計基準審議会（IASB）から、情報要請「適用後レビュー—IFRS 第13号『公正価値測定』」が公表され、意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		見について	開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 29 年 9 月 22 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします	
2017年 9月25日	意見	IASB 公開草案「有形固定資産一意図した使用の前の収入 (IAS 第 16 号の修正案)」に対する意見について	平成 29 年 6 月 20 日に国際会計基準審議会 (IASB) から、公開草案「有形固定資産一意図した使用の前の収入 (IAS 第 16 号の修正案)」が公表され、意見が求められました。  日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 29 年 9 月 22 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

### 3. 学校法人会計 (学校法人委員会)

特になし

### 4. 非営利・公会計 (非営利法人委員会、公会計委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 9月25日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第 41 号『地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会 (非営利法人委員会) は、平成 29 年 8 月 24 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第 41 号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を、平成 29 年 9 月 25 日付けで公表いたしましたので、お知らせします。  平成 27 年 9 月の医療法の改正により、地域医療連携推進法人制度が創設され、地域医療連携推進法人は、その規模等に関わらず、認定を受けた会計年度より公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられました。  本実務指針は、これを受けて、会員が医療法に基づき地域医療連携推進法人の監査を行うに当たっての留意点を取りまとめたものです。  本実務指針の取りまとめに当たっては、平成 29 年 6 月 8 日から平成 29 年 7 月 10 日までの間、草案を公開	—

			し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。	
2017年9月26日	公開草案	非営利法人委員会実務指針「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(公開草案)の公表について	<p>平成27年8月、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が成立したことにより、一定規模以上等の農業協同組合及び同連合会が作成する計算書類について、農業協同組合監査士による農業協同組合中央会監査から会計監査人監査へ移行することとなりました。</p> <p>上記改正法附則第50条第2項においては、会計監査人監査への円滑な移行を図るため、農林水産省、金融庁、全国農業協同組合中央会及び当会による協議の場を設けることとされており、本実務指針(案)の策定についても必要な協議を進めてきました。</p> <p>これらを踏まえ、日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、会員が農業協同組合法に基づく監査を行うに当たっての留意点について検討を行い、このたび一応の取りまとめを終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他

特になし

## II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

違法行為への対応について

国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) から、2016年7月14日に新規定「違法行為への対応」が公表され、2017年7月15日から適用となりました。

この基準は、職業会計士が依頼人又は雇用主による違法行為又はその疑いに気付いた場合に、公共の利益のためにとるべき行動について職業会計士を手助けするフレームワークを規定するものであり、すべての職業会計士に適用されるものとなっております。

今回は、この内容について、確認したいと思います。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## 1. 公表の経緯

規制当局をはじめとする利害関係者から示された以下に掲げる3点の懸念に対応するため、会計士が公共の利益に資する行動を行うための規定として導入された。

- ①公共の利益のために違法行為又はその疑いに対応するための適切な行動を決定する際の検討プロセスや関連する考慮要因についての指針が倫理規定に不足している。
- ②監査人が違法行為又はその疑いに適切に対応することなく、当該違法行為を理由に依頼人との契約を単に解除する。
- ③倫理規定における守秘義務が、不正又はその他の違法行為を規制当局等に適時に報告することの障壁のひとつとなっている。

この規定の導入により、会計士は違法行為に対して、見て見ぬふりはせず、違法行為の阻止、是正、軽減等のために、依頼人や所属する組織の適切な行動を促し、もって公共の利益に資することが期待されている。

## 2. 違法行為の範囲

違法行為とは、関与先、その統治責任者若しくは経営者、又は、関与先のために若しくはその指示の下で働くその他の者によって行われる、作為又は不作為の、故意または故意ではない、現行の法規制に違反する行為を言います。

本規定が対象としている違法行為の範囲は以下の通りです。

- ①財務諸表における重要な金額及び開示の決定に直接影響を与えると通常考えられる法規制
- ②財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を与えないが、当該法規制を遵守することが、事業体の経営の根幹にかかわるほど重要であり、事業継続又は重大な罰則回避のために必要不可欠であると考えられるその他の法規制

一方、範囲外となるのは以下の通りです。

- ①明らかに重要性のない事項
- ②事業活動に関係のない個人的な違法行為
- ③関与先（所属組織、統治責任者、経営者、従業員）以外の者による違法行為

## 3. 本規定の対象となる会計士

監査人だけでなく、会計士であればすべて対象となるが、具体的には、①会計事務所等所属の会計士で監査人である者、②会計事務所等所属の会計士で監査人以外の会計士、③企業等所属の会計士で上級職の会計士、④企業等所属の会計士で上級職以外の会計士の4つのカテゴリーに分類され、それぞれの権限等に応じた異なる取り扱いを定めています。

例えば、会計事務所等所属の会計士で監査人である者の場合には、①違法行為又は、その疑いに気付いた場合、当該事項の性質や状況を理解した上で、②違法行為又はその疑いについて経営者や統治責任者と協議し、③経営者や統治責任者に適切かつ適時の対応策を講じるよう助言することとなります。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

さらに、④法規制及び職業的専門家としての基準を遵守しつつ、⑤経営者や統治責任者の対応の適切性を評価し、⑥追加的対応策の必要性とその内容及び程度の判断をした上で、⑦グループ監査における対応等を判断した上で、⑧文書化することが要求されています。

#### 4. 対象となる会社

会社の規模や形態にかかわらず、非上場会社や非営利法人も含めた全ての事業体が対象となります。

#### 5. 日本における対応

現在は、倫理委員会において倫理規則の改正案を検討中です。

日本公認会計士協会では、平成29年10月6日に「倫理規則」、「独立性に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正並びに「違法行為への対応に関する指針」の制定に関する公開草案を公表しております。

以 上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703